

地域福祉協力者制度 Q & A

Q. 地域福祉協力者として活動すると、見守りだけでなく買い物、家事、通院など負担が多くなるのではないのでしょうか。

A. 活動は、あくまでも地域福祉協力者の自主性によるものです。できる範囲内で活動をお願いします。

Q. 地域福祉協力者になっても良いが、なぜ登録して活動するのでしょうか。支援する気持ちがあっても少し考えてしまいます。

A. せっかく地域福祉協力者の活動をしていただいても、制度を知らない人からその活動を理解されない場合が想定されます。市長が「地域福祉協力者」として認証することで、活動している人を公に認めることとなります。そのことが、地域福祉協力者の活動をバックアップすることになり、さらには活動の輪を広げることにつながります。

Q. 地域福祉協力者の活動はあくまで自主性にまかせるとなっているが、見守る対象者の現状は誰に報告するのですか。活動記録はどうするのですか。

A. 定期的に報告するのではなく、必要に応じて民生委員児童委員や場合によっては自治会につないでください。また、活動記録はつけていただく必要はありません。制度上の問題については市高齢福祉課へご連絡ください。

Q. 市からの情報提供や個人資料の扱いはありますか。

A. 市からの一般的な情報は適宜提供しますが、個人情報に関するものは提供しません。

Q. 秘密の保持について、特に友人、知人を対象者としたとき、普段の会話の中で話題にすることがあると思いますが、知り得た情報は守らなければなりませんか。

A. 活動を通じて知り得た情報は、ご本人の了解したこと以外は絶対に外部へ漏らしてはいけません。

Q. 民生委員児童委員がいるのに、なぜ地域福祉協力者が必要なのでしょうか。

A. 民生委員児童委員は一人の担当区域が広く(1人平均 240 世帯)、よりきめ細かい見守り・支援活動を展開するため、民生委員児童委員をサポートする地域福祉協力者が必要です。

Q. 地域福祉協力者の窓口は民生委員児童委員になると思いますが、本来の民生委員児童委員の活動のほかに協力者の窓口とそれに関連した活動が増え、民生委員児童委員の負担が増えるのではないのでしょうか。

A. 地域福祉協力者と民生委員児童委員がお互いに連携することで情報の共有化が図られ、民生委員児童委員の活動をサポートすることになります。したがって、地域福祉協力者の制度により民生委員児童委員の役割が増えることはないと考えます。

Q. 地域ごとに研修や説明会を実施してくれますか。

A. 地域の実情に合わせて必要に応じて実施いたしますので、その際には市高齢福祉課に申し出てください。